

司会業務の委託に関する取引契約書

_____（以下「甲」という。）と株式会社★★★（以下「乙」という。）とは、以下の各条項を内容とした司会業務の委託に関する取引契約を締結する。

第1条 (契約の骨子)

- 甲は、乙に対して、甲が運営する施設（以下、「本件施設」という。）における挙式、披露宴及び二次会等（以下、「披露宴等」という。）に関して、司会業務及びその準備業務全般（以下、「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。本契約に基づき乙が受託する業務の具体的な内容等の諸条件は、甲から乙に対する個別の発注（書面又は電子メール等記録に残る方法によるものとする。）に対して適用される。本契約は、本条項により規定された個別の発注が成立するものとする。
- 甲が、委託業務に関連して乙に支払う業務委託料は以下のとおりである。

挙式司会	1 施行あたり金 _____ 円（税別）／拘束時間上限 _____ 時間（延長時は30分あたり金 _____ 円（税別）の延長料）
披露宴司会	1 施行あたり金 _____ 円（税別）／拘束時間上限 _____ 時間（延長時は30分あたり金 _____ 円（税別）の延長料）
二次会司会	1 施行あたり金 _____ 円（税別）／拘束時間上限 _____ 時間（延長時は30分あたり金 _____ 円（税別）の延長料）
上記一式	1 施行あたり金 _____ 円（税別）／拘束時間上限 _____ 時間（延長時は30分あたり金 _____ 円（税別）の延長料）
- 乙は、委託業務の実施においては善良なる管理者の注意義務を負うものとする。
- 委託業務には、顧客1組あたりにつき事前の打ち合わせ●回分（1回あたりの時間上限●時間）が含まれるものとし、その都合に上らず回数が増える場合は、乙に対して1回あたり金 _____ 円（税別）の業務委託料を追加して支払うものとする。
- 委託業務の提供に際して乙が負担した交通費や諸経費（以下、「交通費等」という。）は、甲が精算するものとする。
- 甲は、委託業務の提供を担当した乙のスタッフ（以下、「乙スタッフ」という。）の間で、委託業務又は委託業務に類似の業務についての契約（雇用、請負及び準委任を含むが、それらに限られない。以下本契約において「乙スタッフ」という。）を締結してはならず、乙スタッフから打診を受けた場合にもこれを拒絶し、直ちに乙に報告するものとする。
- 乙スタッフと甲との間で委託業務又は委託業務に類似の業務についての契約を締結してはならないものとする。

第2条 (決済)

- 前条規定の業務委託料及び交通費等は、毎月末において、当月中に提供された委託業務に関して、支払債権が発生するものとする。
- 乙は、毎月末日に当月中に発生した前項の支払債権総額を算出し、請求書を作成、翌月●日までに届くよう甲に提出する。
- 甲は、前項の請求に基づき、所定の金額を請求書到着日の属する月の末日（対象月の翌月末日）までに、請求書記載の乙の口座に振り込みを行う。なお、振込み手数料は甲負担とする。

第3条 (契約期間)

本契約の有効期間は本契約書取り交わしの日から____年____月____日まで、但し期間満了の前月末日までに、甲乙いずれかにより書面による解約の申し出がなされなければ、さらに1年間これを繰り返すこととし、同様とする。

第4条 (契約の消滅)

- 甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けたとき、又は破産、民事再生、会社更生、解散（但し、合併による場合を除く）、清算、差押、仮差押、もしくは破産手続開始の決定を受けたとき、②銀行取引停止処分があったとき、③主務官庁より営業許可の取り消し、営業停止、その他行政処分を受けたとき、④法令等の変更、本契約又は個別の発注条件の条項に違反があったときは2週間前までの事前通知をもって本契約を解約することができる。
- 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係することが明らかになった場合には、直ちに本契約を解約することができ、また相手方は解約と同時に一切の期限の利益及び損害賠償請求権を失うものとする。

第5条 (披露宴等が解約された場合の取り扱い)

甲と顧客との間の披露宴に係る契約が解約された場合は、甲は乙に第1条第1項規定の個別の委託も自動的に解約されるものとし、乙は甲に対して、下記を基準としたキャンセル料および発生した諸経費について精算を求めることができるものとする。なお甲は、自らが顧客からキャンセル料を回収できないことを理由に、この精算を拒絶できないものとする。

初回打ち合わせの実施以降、披露宴等当日の●日前までの解約の場合	個別発注の業務委託料（税込）の50%の金額
披露宴等当日の●日前から2日前までの間の解約の場合	同75%の金額
披露宴等前日以降の解約の場合	同100%の金額

第6条 (第三者委託)

乙は、任意に委託業務の全部又は一部を第三者に委託できるものとする。

第7条 (損害賠償)

- 乙は、別段の定めがある他の契約に基き損害を受けた場合には、相当因果関係の認められる範囲において損害を賠償する義務を負う。なお、乙が賠償すべき損害の金額は、第1条第1項規定の個別の発注における業務委託料を限度とする。
- 前項にかかわらず、本条項により本契約の義務を履行できない場合は免責される。

第8条 (機密事項)

- 甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なしに外部に漏洩又は本契約の目的以外に利用してはならない。但し、①相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は乙が正当に知り得ていたもの、②相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、③提供又は開示の権限を相手方が乙に付与し、乙がその義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の目的で提供された情報から適法に推察される秘密情報から除外する。
- 甲及び乙は、法令に基づく強制力を付与するべくは裁判官の司法による強制力を行うことがあった場合には、前項の定めにかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができる。但し、開示した情報は相手方からの申し出があればならぬ。
- 甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方が請求した場合には、直ちに本条第1項に定める秘密情報が記載又は包含された書面その他の記録媒体（複製物を含む）を没収し、廃棄する義務を負う。

第9条 (個人情報の取扱い)

甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項により定義される個人情報をいう。）は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法の是正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

第10条 (残存条項)

本契約終了後も第1条第6項及び第7項、第2条、第3条及び第8条（第1項）は、強制力を存続するものとする。第1条第6項及び第7項に限って残存期間は本契約終了後●年間とする。

第11条 (管轄裁判所)

本条に規定して争われた場合、その訴額に応じて乙の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (特約条項)

本契約締結に際して、前条までの内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の内容が優先されるものとする。

以上

本契約を締結した甲及び乙は、本契約書を1通作成し、記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを各々保有する。

本契約書が取り交わしに際して発生する印紙税等の負担は折半する。

____年 ____月 ____日

甲)

乙)